

石川県公報

平成30年2月21日(水曜日)

号 外

(第10号)

目 次

規 則		○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (同) 5
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則 (長寿社会課) 1		
○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則 (同) 5		

規 則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一項中「の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同条第十一項中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「定める場合」を「定める介護職員及び看護職員」に改め、同条第一号中「及び」を「に」に改め、「場合」の下に「の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、同条第二号中「及び」を「に」に改め、「場合」の下に「の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、同条第三号中「及び」を「に」に改め、「場合」の下に「の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、同条第四号中「及び」を「に」に改め、「場合」の下に「の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加える。

第四条第四項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十一条第八項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「第三条第四項第九号イ」を「第三条第三項第九号イ」に、「第十条第四項第九号」を「第十条第三項第九号」に改める。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条・」を「第十八条の二」に改める。

第六条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第六条の次に次の一条を加える。

(準用)

第六条の二 第二条(第一項を除く。)及び第三条から第六条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二条第二項中「第六条第三項」とあるのは「第四十二条の三において準用する条例第六条第三項」と、「利用者」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいう。)」と、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第四十二条の三において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第四十二条の三において準用する条例第二十四条」と、同条第一号中「第二十五条第一項」とあるのは「第四十二条の三において準用する条例第二十五条第一項」と、第五条中「第二十七条」とあるのは「第四十二条の三において準用する条例第二十七条」と、第六条中「第二十九条第三項」とあるのは「第四十二条の三において準用する条例第二十九条第三項」と読み替えるものとする。

第五章中第十九条の前に次の一条を加える。

(訪問リハビリテーション従業者の配置等に関する基準)

第十八条の二 条例第八十一条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
 - 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上
- 2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第二十一条第一号口中「看護職員」を削り、同条第三号を削る。

第二十二条第一号イ中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三号を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(準用)

第二十八条の二 第三条、第五条、第二十六条及び第二十七条の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第百十五条において準用する条例第九条第二項」と、第五条中「第二十七条」とあるのは「第百十五条において準用する条例第二十七条」と、第二十六条第一項中「第百三条第三項」とあるのは「第百十五条において準用する条例第百三条第三項」と、第二十七条中「第百五条」とあるのは「第百十五条において準用する条例第百五条」と、同条第一号中「第百六条第一項」とあるのは「第百十五条において準用する条例第百六条第一項」と、同条第二号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第三十七条中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第四十条第四項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第五十二条の次に次の一条を加える。

(準用)

第五十二条の二 第五条及び第四十三条から第四十五条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五条中「第二十七条」とあるのは「第百八十一条の三において準用する条例第二十七条」と、第四十三条第一項中「第百五十四条第三項」とあるのは「第百八十一条の三において準用する条例第百五十四条第三項」と、同条第三項中「第百五十四条第四項」とあるのは「第百八十一条の三において準用する条例第百五十四条第四項」と、第四十四条中「第百六十四条第三号」とあるのは「第百八十一条の三において準用する条例第百六十四条第三号」と、第四十五条中「第百六十五条」とあるのは「第百八十一条の三において準用する条例第百六十五条」と読み替えるものとする。

第五十七条に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

第六十一条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六十五条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六十七条第八項中「介護職員の」の下に「うち」を加える。

第七十七条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供に提供するものとする。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条の二」に改める。

第五章中第二十条の前に次の一条を加える。

(介護予防訪問リハビリテーション従業者の配置等に関する基準)

第十九条の二 条例第八十条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
 - 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上
- 2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第二十二条第二号ロ中「、看護職員」を削り、同条第三号を削る。

第二十四条第三号を削る。

第三十五条中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第三十九条第四項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第四十七条第三項中「第四百五十五条第四項」を「第四百五十四条第四項」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

(準用)

第五十二条の二 第十二条の二、第四十二条から第四十四条まで及び第四十六条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条の二中「第五十二条の三」とあるのは「第六十五条の三において準用する条例第五十二条の三」と、第四十二条第一項中「第四百三十六条第三項」とあるのは「第六十五条の三において準用する条例第四百三十六条第三項」と、同条第三項中「第四百三十六条第四項」とあるのは「第六十五条の三において準用する条例第四百三十六条第四項」と、第四十三条中「第四百三十九条第三号」とあるのは「第六十五条の三において準用する条例第四百三十九条第三号」と、第四十四条中「第四百四十条」とあるのは「第六十五条の三において準用する条例第四百四十条」と、第四十六条中「第四百四十五条」とあるのは「第六十五条の三において準用する条例第四百四十五条」と読み替えるものとする。

第五十七条に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

第六十条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六十六条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数第六十八条第八項中「介護職員の」の下に「うち」を加える。

第八十条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第八十一条第一項第四号中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第六条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書中「とユニット型指定介護老人福祉施設又は」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第十三条の規定により配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設に」に、「第八項」を「以下この項及び第八項に、」とを「以下この項において同じ。」を「に、」における介護職員及び看護職員(第十三条)を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準第百六十七条第二項)」に改める。

附則第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第七条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書中「及び」を「以下この項において同じ。」に「に改め、「場合」の下に「の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」を加え、同条第六項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第二条第七項第一号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

附則第四項から第六項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第八条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「及び」を「以下この項において同じ。」に「に改め、「場合」の下に「の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設」を加える。

附則第九項から第十二項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第七十七条第一号の改正規定及び第五条中指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第八十条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第四条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二十一条及び第二十二条第三号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

3 この規則の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二十二条及び第二十四条第三号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を

有する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十六年石川県規則第三十八号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第七号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例(平成三十年石川県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(従業者の配置等に関する基準)

第二条 条例第四条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 薬剤師 常勤換算方法(介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この項及び第六項において同じ。)で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者(以下この項において「I型入所者」という。)の数を百五十で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者(以下この項において「II型入所者」という。)の数を三百で除した数を加えて得た数以上
- 二 准看護師 常勤換算方法で、看護職員(看護師又は准看護師をいう。第十五条において同じ。)を、介護医療院の入所者の数を六で除した数以上
- 三 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を五で除した数に、II型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上
- 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
- 五 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上
- 六 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- 七 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数
- 八 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

4 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとする。

5 介護医療院の介護支援専門員は、医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この項及び次項において同じ。)の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がないと認められるときは、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

6 第一項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が十九人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- 一 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- 二 介護職員は、常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上とする。
- 三 介護支援専門員は、当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数とする。

（施設の設置等に関する基準）

第三条 条例第五条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 談話室
入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
 - 二 食堂
内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。
 - 三 浴室
 - イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
 - 四 レクリエーション・ルーム
レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
 - 五 洗面所
身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
 - 六 便所
身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- 2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（構造設備の基準）

第四条 条例第六条第一項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この条及び第十三条において「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第三十二条第二項の規定による施設防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第三十二条第三項の規定による訓練については、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第六条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第六条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
 - 二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三三三十八号）第二百二十三条第一項の規定による避難階段に該当する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - 三 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ず

ることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

四 階段及び廊下には手すりを設け、廊下には常夜灯を設けること。

五 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

（電磁的方法）

第五条 介護医療院は、条例第七条第二項の規定による電磁的方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 次項各号に掲げる方法のうち使用する方法

二 ファイルへの記録の方式

2 条例第七条第二項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

（利用料等の内容）

第六条 条例第十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「基準省令」という。）第十四条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第十四条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第十四条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第十四条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

（モニタリング等）

第七条 条例第十七条第十項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。ただし、特段の事情があるときは、こ

の限りでない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的モニタリング(施設サービス計画の実施状況の把握をいう)の結果を記録すること。

2 条例第十七条第十一項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(診療の方針)

第八条 条例第十八条の医師の診療の方針は、次に掲げるものとする。

- 一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行う。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 三 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行う。
- 五 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第十八条第五号の厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。
- 六 基準省令第十八条第六号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

(入所者に関する市町村への通知)

第九条 条例第二十五条の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 正当な理由がなく、介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第十条 条例第二十八条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- 三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 四 条例第三十八条第二項及び第四十条第三項の記録をすること。

(衛生管理等)

第十一条 条例第三十三条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、基準省令第三十三条第二項第四号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

2 条例第三十三条第三項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 基準省令第五条第二項第二号ロ及び第四十五条第二項第二号ロに規定する検体検査の業務
- 二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医

療機器の保守点検の業務

四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務(高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。)
(事故の発生又はその再発の防止のための措置)

第十二条 条例第四十条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故の発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(ユニット型介護医療院の施設及び構造設備の基準)

第十三条 条例第四十五条第二項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 共同生活室

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備

- (1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

ハ 専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものであること。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 条例第四十五条第三項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第五十四条において準用する条例第三十二条第二項の施設防災計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第五十四条において準用する条例第三十二条第三項の規定による訓練については、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

3 条例第四十五条第四項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なおものであること。

4 条例第四十五条第六項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直連階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号

の直通階段が建築基準法施行令第百二十三条第一項の規定による避難階段に該当する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

三 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第二項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

四 階段及び廊下には手すりを設け、廊下には常夜灯を設けること。

五 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(ユニット型介護医療院の利用料等の内容)

第十四条 条例第四十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第四十六条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第四十六条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十六条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第四十六条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型介護医療院の職員配置等に関する基準)

第十五条 条例第五十二条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第十六条 第五条及び第七条から第十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第五条第一項及び第二項中「第七条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第七条第二項」と、第七条第一項中「第十七条第十項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第十七条第十項」と、同条第二項中「第十七条第十一項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第十七条第十一項」と、第八条中「第十八条」とあるのは「第五十四条において準用する条例第十八条」と、第九条中「第二十五条」とあるのは「第五十四条において準用する条例第二十五条」と、第十条中「第二十八条」とあるのは「第五十四条において準用する条例第二十八条」と、同条第四号中「第三十八条第二項及び第四十条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十八条第二項及び第四十条第三項」と、第十一条第一項中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十二条第二項」と、同条第二項中「第三十二条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十二条第三項」と、第十二条中「第四十条第一項」とあるのは「第五十四条において

準用する条例第四十条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和二十八年法律第百二十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第四条第三項及び第十三条第四項第一号の規定の適用については、第四条第三項第一号及び第十三条第四項第一号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第二条第九号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあつては、百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。
- 3 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であつて、平成二十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第四条第三項及び第十三条第四項第一号の規定の適用については、第四条第三項第一号及び第十三条第四項第一号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあつては、百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

